

2019年 12月 19日

No. 508



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



令和2年度の与党税制改正大綱が決定

自民・公明両党は今年12日に令和2年度の税制改正大綱を決定し公表しました。主な内容として、個人所得課税では、個人投資を促進するためのNISA（少額投資非課税制度）の見直しや未婚のひとり親に対する税制上の措置、資産課税では、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応、法人課税では、イノベーション強化に向けた取組みや連結納税制度の見直し、消費課税では、法人に係る消費税の申告期限を1月延長する特例の創設などがあります。

非課税期間5年間の一般NISAについては、令和6年から、低リスクの投資信託などに対象を絞った年20万円の積立枠と、上場株式などにも投資できる年102万円の枠の2階建てに見直した上で、口座開設可能期間が5年延長されます。また、非課税期間20年間の現行つみたてNISAは5年延長し、ジュニアNISAは、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を令和5年までとしています。

未婚のひとり親に対しては、令和2年分以後の所得税から、既存の寡婦（夫）控除が適用されます。また、寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設けています。併せて、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外としています。さらに、子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額としています。

所有者不明土地については、登記簿等に所有者として登記等がされている場合、相続人等に対し、「現に所有している者」として、その氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる制度が創設されます。また、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができることとしています。

連結納税制度については、平成14年度創設以来18年ぶりに抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行されます。具体的には、企業グループ全体を一つの課税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとすることなどにより、事務負担の軽減を図ります。

法人に係る消費税の申告期限については、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1カ月に限って延長する特例が創設されます。令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日に属する課税期間から適用されます。

* 与党の令和2年度税制改正大綱について（自由民主党/公明党 令和元年12月12日）は

こちらからご覧いただけます。

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786_1.pdf?_ga=2.99329814.924780612.1576125107-145939603.1576125107